

掛川市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和3年10月11日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
31100	竜今寺川左岸線	大渕字野賀東14243-1地先	大坂字西野2170-2地先	令和3年10月15日